

公益財団法人京都市文化観光資源保護財団
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人京都市文化観光資源保護財団（以下「本財団」という。）の定款第 16 条及び第 36 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された理事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは、明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費・日当を含む。）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給等)

第 3 条 非常勤役員は、無報酬とする。

- 2 常勤役員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 3 常勤役員の報酬は、月額とし毎月一定の定まった日に支給するものとし、現金をもって本人に支払い、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。
- 4 常勤役員には、毎年 6 月及び 12 月に、役員賞与を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 本財団の常勤役員の報酬月額、別表第 1「役員の報酬月額」のとおりとし、各々の常勤役員の報酬月額は理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

- 2 常勤役員に対する役員賞与の額は、別表第 2 のとおりとする。

(費用)

第 5 条 本財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第 6 条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第 7 条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 6 月 20 日から施行する。

別表第 1 役員報酬月額

・常勤役員 40 万円までの範囲内

別表第 2 役員賞与

・常勤役員 基準日在職の常勤役員の報酬月額×5.4 以内